

## 低所得の子育て世帯の方※へ

※令和5年度 **住民税非課税世帯** 又は **住民税均等割のみ課税世帯**の方**こども加算給付金(児童1人あたり5万円)**のご案内

物価高騰による負担増を踏まえ、低所得世帯への給付の加算(こども加算給付金)を支給します。

**給付対象**

基準日：令和5年12月1日

住民税は「均等割」と「所得割」  
で構成されています

## ①対象者(世帯主の方)

基準日時点で壬生町に住民票がある世帯で、世帯全員の令和5年度の**住民税**が  
(令和4年1月～12月の収入を基に算定)**非課税**

又は

**均等割のみ課税**

である世帯

## ②加算の対象となる児童

上記①の給付対象者と基準日(令和5年12月1日)において同一世帯の

**18歳以下**(平成17年4月2日以降生まれ)の児童

【例外的に対象となる児童】

- ・基準日以降、令和6年3月31日までに生まれた新生児
- ・対象世帯とは別世帯だが扶養している児童等

【対象とならない児童】

- ・施設入所児童は、住民票の異動の有無にかかわらず、原則対象外となります

**給付額****児童1人あたり5万円**

(1回限り：世帯主に対象児童分を給付します)

※当該給付金は、差押禁止及び非課税の対象となります

**手続き不要の方**非課税世帯であって令和5年度給付金(7万円)を  
すでに受け取った方

3月上旬に確認書類を送付いたします。3月末頃より、給付金(7万円)と同一口座へ支給いたします。

**申請が必要な方**均等割のみ課税世帯であって令和5年度給付金(10万円)を申請  
される方 及び 例外的に加算の対象となる児童がいる方等

均等割のみ課税世帯の方には、給付金(10万円)の申請書と併せて「こども加算給付金の申請書」も送付いたします。

※例外的に対象となる児童がいる方は申請手続きが必要ですので、お申し出ください。

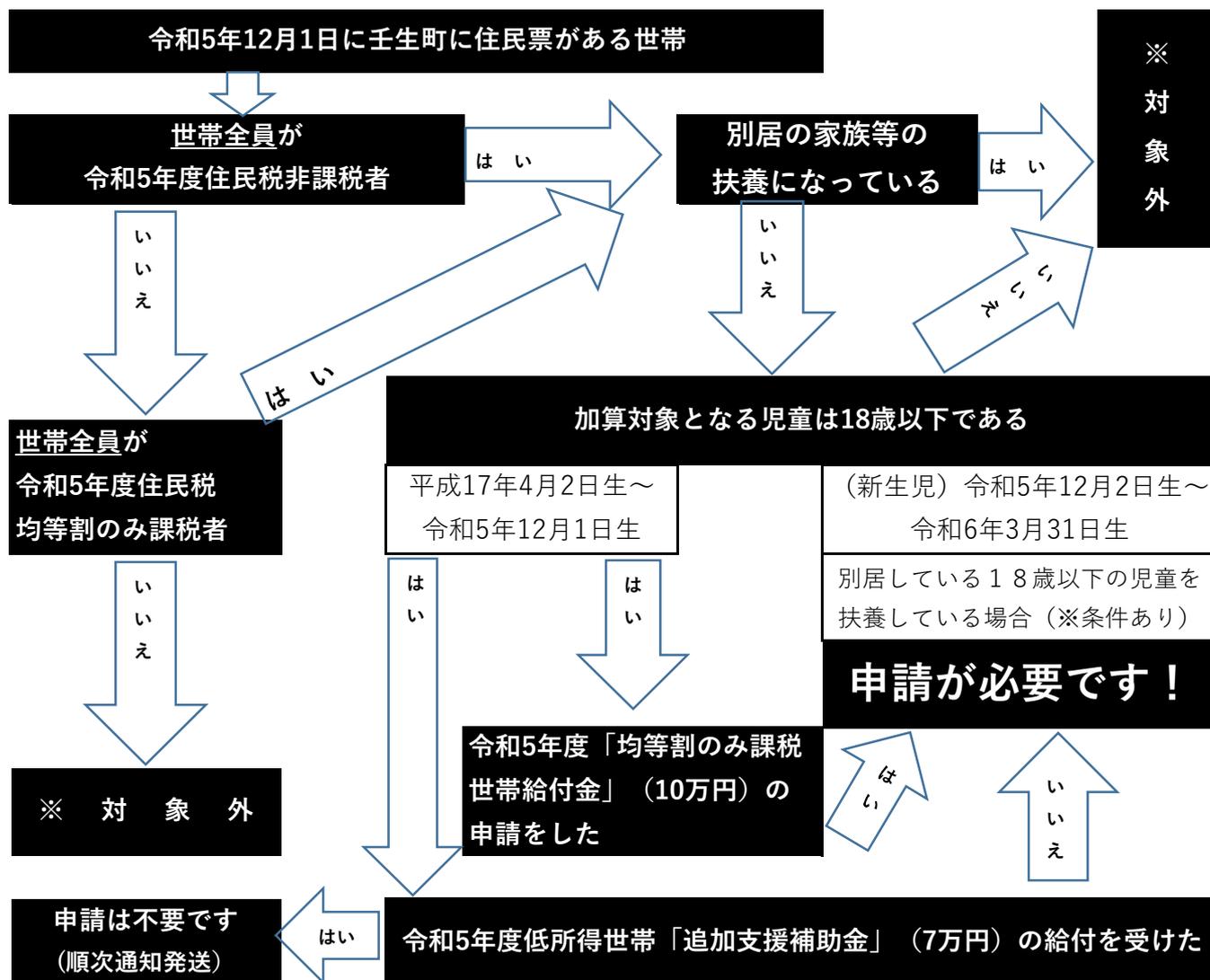
※申請書提出後、内容を審査した上で要件を満たす方に順次お振込みいたします。

**申請期限****令和6年5月31日(金)**

お問い合わせ先 壬生町 こども未来課子育て支援係

☎ 0282-81-1864 (平日 8:30~17:15)

支給対象世帯確認フローチャート（一般的な事例を想定）



- ※対象外 例：
- ・別居の親、子等から扶養されている（大学生等）
  - ・社会人1年生で令和4年は保護者に扶養されている
  - ・単身赴任の課税者から扶養されている
  - ・施設入所中の児童

【注意！】

前回の「低所得の子育て世帯向けの給付金（子育て世帯生活支援特別給付金※）」と今回の「こども加算給付金」では対象世帯の条件が一部異なります。また今回の給付の受給者は、児童の保護者等ではなく、対象児童の世帯主となります。

前回の受給者のうち「住民税 所得割 課税対象」の方が同一世帯にいる場合には、今回の給付の対象とはなりません。

※子育て世帯生活支援特別給付金とは？

児童扶養手当の受給者又は児童手当・特別児童扶養手当受給者のうち住民税非課税者、家計急変等により住民税非課税相当になった方を対象に、児童1人あたり5万円を給付（令和5年度実施）

給付金の振り込め詐欺や個人情報の搾取にご注意ください！

職員が振り込みをお願いすることはありません。

ご自宅や職場などに職員などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、壬生町や最寄りの警察署にご相談ください。